

## 平成 24 年度第 9 回青森市子ども委員会議開催概要

- 1. 日時** 平成 24 年 8 月 9 日（木） 10 時 20 分～12 時 15 分
- 2. 場所** 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3 階 大会議室
- 3. 出席者** 平成 24 年度青森市子ども委員会議委員 16 名（欠席者 15 名）  
子ども委員サポーター 3 名  
青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員 7 名  
事務局 7 名
- 4. 活動内容** 子どもの権利条例骨子案について
- 5. 開催概要**

第 9 回会議は、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の皆さんとの合同会議を開催し、児童福祉専門分科会の宮崎会長から、これまで検討を重ねてきた「子どもの権利条例骨子案」の内容を子ども委員の皆さんに説明するとともに、条例骨子案に対する意見交換を行いました。

条例骨子案については、今回の合同会議をもってひとまず完成ということもあり、子ども委員の皆さんから積極的に意見が出され、それに対し、ほかの子ども委員や児童福祉専門分科会の皆さんも交え、活発な議論が行われました。



子ども委員から出された意見とそれに対する意見交換内容（太文字が子ども委員の発言）

### 【意見】

条例骨子案で定義している「大人」（P3 第 1 章の 2 定義の②）について、「“過去” に子どもであった人をいいます。」とあるが、“現在” の大人の役割を示しておかないと、子どもと相互に役割を理解できないと思う。子どもと大人がそれぞれの役割を理解し合ったほうが、この条例の達成にもつながっていくと思うので、“大人” の役割というものを示すべきだと思う。

### 【意見交換内容】

- ・「大人」の定義を「過去に子どもであった人をいいます。」としたのは、大人は過去には子どもだったわけで、このような表現にすることで、子どもの気持ちを思い出して、子どもの権利をきちんと尊重しようという気持ちになれるのではないか、という考えからである。今の意見は、これに大人の役割を付け加えたほうがいいのか、というものであるが、条例骨子案の「大人の責務」（P3 第 1 章の 4）に盛り込んでおり、ここを読めばわかってもらえると思う。
- ・今の意見のニュアンスは、例えば「過去に子どもであった人で、子どもの権利保障の責任を負うもの。」という意味合いにすれば分かりやすいのかな、ということだと思う。
- ・「過去に子どもであった人をいいます。」だけだと、少し言葉が足りないのではないかと思う。先ほどの「大人の責務」を読めば分かるというのは納得はするが、きちんと文章にして付け加えればいいと思う。

- ・では、今の意見を踏まえて、先ほどの「過去に子どもであった人で、子どもの権利保障の責任を負うもの。」を少し逆転させて、「子どもの権利保障に責務を負う過去に子どもであったすべての人をいいます。」に修正したいと思うがどうか。
- ・これだと、大人の責務が分かりやすいのではないかと思う。

### 【意見】

「子どもにとって大切な権利」の中の「豊かで健やかに育つ権利」(P5 第2章の4)の中にある「学び、遊ぶこと」について、子どもは遊んでいる中で、大切にしないではいけないこと、大事にしないではいけないことなどを“学んでいく”ということがあると思うので、この部分を「遊び、学ぶこと」と順序を逆にしてほしい。

### 【意見交換内容】

- ・子どもは、学んでから遊ぶよりも、例えば、遊んでる中で悪いことなどもして、そうやってきちんと悪いことなども学んでいくと思うので、「遊び、学ぶこと」のほうが良いと思う。
- ・学ぶことがすべての基本につながると思う。学ぶことをおろそかにしてしまったら、遊びもおろそかになってしまうと思うし、すべての基本的な生活などができなくなってくると思うので、「学び、遊ぶこと」のままが良いのではないかと思う。
- ・幼稚園のときなど小さい頃は、学ぶことよりも遊ぶことが軸にあって、例えば家庭科の勉強のときに、そういえば小さい頃に料理ごっこをして遊んだとか、遊びが軸になって学ぶことに発展したほうが、学習していくときに面白いと思うのではないかと考えると、「遊び、学ぶこと」のほうが良いのではないかと思う。
- ・「学び、遊ぶこと」という表現を見たとき、最初は違和感がなかったが、順序を逆にしたほうが良いという意見を聞いたとき、遊んで学ぶということがすごく重要なことと感じた。「学ぶ」と「遊ぶ」のどちらを先にするかということについては、大人からの目線と子どもからの目線で違ってくるのではないかと思う。「学び」を先にもってくると、大人側の要望が出ている感じがあるように思ってしまう。
- ・どちらに並び替えても、いろいろな意味があって、どちらも大事だなとは思いますが、どちらに偏ることもできないので、1つずつに分けたらどうか。1つずつにすれば、それぞれの意味になっていいと思う。



・ここには、まず、「次のことが“保障されます。”とあって、どちらかと言うと、子どもは遊ぶことについては、割と自由に遊んでいるのではないかと思う。例えば、家庭において子どもが仕事をさせられていて遊ばせてもらえない、遊びの権利が保障されていないという状況であれば、遊ぶことは大事なので、保障しなければいけないと思う。それと同時に、学ぶこともさせてもらえない子どもがいるとすれば、きちんと学ぶ機会を与えてあげないといけないと思う。発達段階の時系列で言うと、遊ぶことから始まって、次に学ぶという流れになるのだろうけれど、現状としては、まず、学びたいのに学べない子どもがいるということはダメなので、きちんと学ぶ権利を保障しましょう、それから同時に遊ぶ権利も保障しましょうということなので、大人の立場で考えると、まずは学ぶ権利を守ってあげないといけないのではないかと思うので、「学び、遊ぶこと」でいいのではないかと思う。



- ・「遊び、学ぶこと」の並びのほうがいいと思う。子どもに限らず、人間はきちんと遊ぶことができなければ、何もうまくできないと思う。学ぶこともできないと思う。遊ぶことは極めて大事なことだと思う。きちんと他者との関わりをもって遊ぶということが、今、満たされているかと言え、そうではないと感じる。他者との関わりをもった「学べる遊び」というものがまずあって、次に「学び」が出てくるのではないかと思う。わたしも大人なので、「学び、遊ぶこと」でいいという意見も分かるが、「遊び」という重要性から考えると、「遊び、学ぶこと」と順序を逆にしたほうがインパクトがあるのではないかと考える。
- ・「学び、遊ぶこと」という表現の中に、「学ぶこと」と「遊ぶこと」の2つの要素が入っているから、どちらを先にすればいいかという議論になる。少しくどくはなるが、それぞれ1つの権利として、「遊ぶこと」、「学ぶこと」と独立した表現にすることで、どちらも大事な権利であるということが伝わるのではないかと思う。
- ・世界の流れとして、1985年のユネスコの学習権宣言で、学習する権利というものがとても大事であるということが言われている一方、遊ぶということについても、「梁塵秘抄(りょうじんひしょう)」という古い本の中に「遊びをせんとや生れけむ(遊ぶをするために子どもは生まれてきたのだろうか)」という表現があるように、遊ぶ存在ということも認められているというのもある。これだけ意見が別れるのであれば、先ほど言われた「遊ぶこと」と「学ぶこと」をそれぞれに分けるといいだろうし、「遊び、学ぶこと」と順序を逆にしても構わないと思う。
- ・お父さん、お母さんが勉強を強制したときに、遊ぶ暇がなくて悲しい思いをする人たちが多いと思う。大人が子どもに対して与える権利ということを考えたときに、遊ぶ権利も大事だから、「学び、遊ぶこと」とセットになっていると、条例を見た人に伝わりにくいと思うので、1つずつに分けたほうがいいと思う。



- 例えば、親が、砂場にはばい菌がいるから遊んじゃダメとか、あの子とは遊んじゃダメとか、遊びを制限しているところがある。でも、勉強は制限されることなく、むしろやらされるので、どちらかといったら遊びのほうが大事なかなと思う。

- 「学ぶこと」が保障されていない、ということがあるのか？「遊ぶこと」が保障されていない子どもはいると思う。例えば、共働きの場合だと、留守番をしないといけなくなると、それは遊ぶ権利が保障されていないと思うので、1つずつに分けるにしても、「遊ぶこと」を先にしてほしい。



- 「子どもの権利条約」の中でも、「学ぶこと」のほかに「遊ぶこと」あるいは「休息をする権利」というのが入ったのが、日本のような先進国で受験地獄と言われた時期があったときに、休息したり遊ぶ権利が子どもたちにはないのではないか、というところから出てきたという経緯がある。学ぶ権利は、もう十分に保障されている、十分すぎるのかも知れない、見直さなくてはいけないのは遊ぶ権利だ、とも言われている。

- 「学ぶこと」というのは、机に向かって問題を解いたりとか、そういうことではなくて、そういうことだけではなくて、看護師になりたい人であれば、看護師の人にお話を聞いたり、絵を描きたい人であれば、美術館に行ってみたりだとか、そういう夢の選択肢を広げることが「学ぶこと」だと思う。

- その夢を広げる過程で、絵を描きたいと思うのは、絵を描くという「遊び」があったからなんだと思う。

- では、これまでの意見を踏まえて、1つずつに分けて、どちらも大事なんだということ、また、子どもは中学、高校となるにつれて「学ぶこと」のウエイトが大きくなっていくという一面もあることから、「遊ぶこと」を①に、「学ぶこと」を②としたいと思う。

**【意見】**

「子どもにとって大切な権利」の中の「自分らしく生きる権利」(P4 第2章の3)の中にある「安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと」が、どちらかと言えば「安心して生きる権利」のほうが合っているのではないかと思う。

**【意見交換内容】**

「安心して過ごすことができる“時間や居場所を持つこと”」が、命とか安全とかの状況と関係なく、“自分らしさ”という意味で位置付けたものである。

**【意見】**

「前文に盛り込む内容」(P2)の中に『子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければいけない』という『子どもの最善の利益の保障』(子どもの権利条約第3条)という考え方を根本に据えること。」とあるが、ここで大事なことは、全員の子どもにとって大事、ということではなくて、特定のその子1人1人にとって、“今”大事なことは何か、という前提がついているものだと思うので、このことを落とさないようにするべきだと思う。

**【意見交換内容】**

では、今の意見を踏まえて、『子どもに関係のあることを行うときには、“その”子どもにとって、“今”もっともよいことは何かを第一に考えなければいけない』という『子どもの最善の利益の保障』(子どもの権利条約第3条)という考え方を根本に据えること。」とする。1つ1つのケースにとって1番いいことは何か、ということで、子どもの最善の利益の保障につながるものとする。

以上の意見交換をもって、子ども委員会議と児童福祉専門分科会としては、「子どもの権利条例骨子案」は整理されたものとしてまとめられました。

今後、この条例骨子案は、9月1日から9月30日までの1か月間、市民意見反映の仕組みとして導入している「わたしの意見提案制度(パブリックコメント)」を実施し、市民の皆様からのご意見を募集することになります。